

岐阜県認知症施策推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 岐阜県認知症施策推進事業実施要綱第3の1に基づき、本事業の円滑な実施及び成果の県内への普及等の役割を担うものとして、岐阜県認知症施策推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する意見交換を行うことを目的とする。

- (1) 管内の認知症専門医療機関等及び認知症介護に関連する事業者団体等との連携方策
- (2) 管内市町村における認知症施策の取組状況及び先進的な取組事例
- (3) 管内市町村における認知症サポーター養成の推進のための方策
- (4) 認知症対応型サービスに関する事業所等の効果的な取組事例
- (5) 管内市町村の認知症高齢者の権利擁護の取組を支援する方策
- (6) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 会議は別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 会議には、会長1名、副会長1名を置く。会長及び副会長は、構成員の互選により選出する。

(任期)

第4条 構成員の任期は2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 会長は会議を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 会議は必要に応じて健康福祉部医療福祉連携推進課長（以下「医療福祉連携推進課長」という。）が招集する。

(関係者の出席)

第7条 医療福祉連携推進課長は会議において必要あるときは、学識経験を有する者及び関係者をアドバイザーとして出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、健康福祉部医療福祉連携推進課に置く。

(その他)

第9条 その他会議の運営に関し、必要な事項は、医療福祉連携推進課長が会長と協議のうえ定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 《 岐阜県認知症施策推進会議 》

NO	構成員
1	医師
2	認知症ケアに関する有識者
3	学識経験者
4	認知症高齢者家族介護者
5	岐阜県精神科病院協会
6	岐阜県居宅介護支援事業協議会
7	岐阜県老人福祉施設協議会
8	岐阜県老人保健施設協会
9	介護サービス事業者（認知症関連）
10	岐阜県認知症疾患医療センター
11	認知症地域支援推進員設置市町村